

企業 経営情報

REPORT

Available Information Report for
Corporate Management



経営

生産性向上や人材育成に役立つ

補助金・助成金の 活用ポイント

- 1 補助金・助成金の基礎知識
- 2 令和7年度に活用できる主な補助金制度
- 3 令和7年度に活用できる主な助成金制度
- 4 補助金・助成金の活用事例とその効果

税理士法人 森田会計事務所

2025
9
SEP

1 | 補助金・助成金の基礎知識

資金調達や人材育成、設備投資などの局面で補助金・助成金を戦略的に活用することは、企業の成長力と安定性を高めるための重要な手段となります。

しかし、制度の複雑さや申請要件の多様性から、十分に活かし切れていない企業も少なくありません。そこで本レポートでは、実務に役立つ補助金・助成金の知識と活用ポイントについて解説します。

1 | 補助金・助成金の位置づけ

補助金・助成金は、国や自治体が政策目的の達成に向けて企業活動を後押しするために設けられた公的支援制度です。

設備投資の促進、人材育成や働き方改革の推進、研究開発や新規事業の創出、地域経済の活性化など、幅広い分野での活用が可能です。

特に中小企業にとっては、自己資金や金融機関からの借入に依存せずに資金を確保できる点で、経営の安定性や挑戦の後押しにつながる重要な資金調達手段といえます。

一方で、補助金・助成金は返済不要である反面、採択要件や実績報告などの手続きが求められるため、計画性と正確な対応が必須となります。

とはいえ、企業にとっては単なる資金支援ではなく、国や自治体が掲げる政策方向に沿った取組を進めるうえでの契機ともなり、経営課題の解決や新たな成長戦略の実現につながる「制度的インセンティブ」として位置づけられます。

したがって、補助金・助成金を自社戦略にどう組み込むかが、今後の企業成長における重要なポイントといえるでしょう。

2 | 成長支援と働き方改革推進をはかる令和7年度の補助金・助成金

令和7年度は、中小企業・小規模事業者を対象に、新たな成長支援策や働き方改革支援、技術導入促進などを重視した助成・補助金制度が多数整備されている点が特徴です。

まず注目すべきは、「中小企業新事業進出補助金」と「中小企業成長加速化補助金」という二つの新規制度の創設です。

「新事業進出補助金」は「事業再構築補助金」の後継と位置づけられ、新製品やサービス開発、外部専門家活用など広範な経費を支援し、従業員規模に応じて補助金が支給されます。「成長加速化補助金」は、売上100億円規模を目指す大規模投資に対し支援する制度です。

産業基盤を支える既存補助制度にも変更・拡充が見られます。たとえば「ものづくり補助金」「IT導入補助金」「小規模事業者持続化補助金」など主要5制度では、上限金額や補助率、対象経費面で柔軟性が向上し、幅広い事業者のニーズに対応したものとなっています。

さらに、令和7年度からは「中小企業省力化投資補助金（一般型）」が新設され、オーダーメイドの省力化設備導入が可能となりました。

補助上限額は、従業員規模に応じて最大1億円、補助率は中小企業1/2、小規模再生事業者2/3（大幅賃上げ特例適用時）となっており、活用できれば大きな資金調達源となります。

一方、助成金分野では、「業務改善助成金」が賃上げ要件のもとで最大600万円に拡充されたほか、「働き方改革推進支援助成金」なども対象範囲の拡大や条件変更により活用しやすさが向上しています。

総じて、令和7年度は成長戦略と現場改善、賃金・働き方改革の促進を軸とした支援制度の強化が顕著であり、中小企業の幅広い課題解決・投資促進につながる制度が拡充されています。

3 | 補助金・助成金の活用メリット

中小企業が補助金・助成金を十分に活用できない大きな要因は、制度情報へのアクセス不足にあります。

実は、補助金・助成金は数多く存在し、それぞれ公募時期や対象要件が異なるため、日常業務に追われる経営者はつつい情報収集が後手に回りがちです。

さらに、制度名や募集要項が専門的で理解しづらく、自社に適合するか判断しにくいことも障壁となっています。その結果、申請機会を逃すケースも少なくありません。

しかし、制度をうまく活用することにより、以下に示したような大きなメリットが期待できます。

①資金調達の補完

金融機関借入に依存せず、返済不要の資金を確保できる。

②設備投資・人材育成の促進

最新機器導入や社員研修を実現しやすく、生産性向上につながる。

③新規事業・研究開発の後押し

リスクの高い挑戦を公的支援で下支えし、事業拡大の機会を得られる。

④経営改善・働き方改革の推進

助成金を通じて賃上げや労働環境整備が進み、組織力が高まる。

⑤信用力・取引先からの評価向上

国や自治体に認められた計画であることが、企業の信頼性向上につながる。

4 | 補助金・助成金の活用の成功ポイント

補助金の採択率を高め、導入後も確実に成果を出すためには、外部専門家との連携が欠かせません。特に中小企業の場合、自社だけで完結しようとする「制度の読み違い」「計画の甘さ」「事務処理の煩雑さ」によって申請を断念したり、不採択や返還リスクを招くことも少なくありません。これらを回避するためにも、下のような専門知識を有する関係者との連携が鍵となります。

(1) 金融機関

- 事業性評価・資金計画の妥当性に対する助言
- 補助金申請を起点に、事業資金との組み合わせによる「投資戦略」の最適化
- 審査側から見た信頼性の向上(金融機関の関与は加点要素になるケースも)

(2) 認定経営革新等支援機関(※)・商工会議所などの支援機関

- 事業計画書作成・資金繰り計画・KPI設計などの専門的支援
- 「申請から実行・報告までの一貫した支援体制」づくり
- 採択実績や制度理解をもとに、申請の妥当性を第三者視点で確認
- 制度適合性の確認: 申請要件のチェックや不備防止
- 一部の補助金では、認定支援機関の関与が加点対象や必須要件
- 採択後の伴走支援などを継続支援

※認定経営革新等支援機関とは

認定経営革新等支援機関（通称：認定支援機関）は、中小企業の経営課題解決や事業計画策定を専門的にサポートする公的な認定機関です。中小企業庁が定める要件を満たした税理士、公認会計士、中小企業診断士、金融機関、商工会議所などが対象となります。認定支援機関は、「申請書を通すための助言者」であると同時に、「採択後の成果創出を支える伴走者」でもあります。

外部専門家の中でも、制度理解と実務経験を兼ね備えた存在として、補助金活用の成否を左右する重要なパートナーといえます。

(3) 税理士

- 収益計画や付加価値計算の整合性を担保
- 補助金による税務上の影響(課税・消費税・交付時期の処理など)への対応
- 期中モニタリングや実績報告への支援

2 | 令和7年度に活用できる主な補助金制度

1 | 小規模事業者持続化補助金

小規模事業者持続化補助金は、商工会議所・商工会の支援を受けながら小規模事業者が自社の経営計画を策定し、その計画に基づき販路開拓や業務効率化に取り組む際の経費を補助する制度です。目的は、地域の小規模事業者が自らの強みを活かし、売上拡大や持続的発展を実現できるよう支援することにあります。

対象となるのは常時使用する従業員数が商業・サービス業で5人以下、製造業その他で20人以下の小規模事業者や個人事業主であり、広告宣伝、ウェブサイト作成、店舗改装、設備導入など幅広い取組に活用できます。

■小規模事業者持続化補助金の概要

	一般型				創業型	共同・協業型	ビジネス コミュニティ型
	通常枠	インボイス特例	賃金引上げ特例	災害支援枠			
要件	経営計画を作成し販路開拓等に取り組む小規模事業者	免税事業者から課税事業者へ転換	事業場内最低賃金を50円以上引き上げる小規模事業者	令和6年能登半島地震等における被災小規模事業者	産競法に基づき「認定市区町村による特定創業支援等事業の支援」を受けた小規模事業者	地域に根付いた企業の販路開拓を支援する機関が地域振興等機関となり、参画事業者である10以上の小規模事業者の販路開拓を支援	商工会・商工会議所の内部組織等（青年部、女性部等）
補助上限	50万円	補助上限 50万円上乗せ	補助上限 150万円上乗せ	直接被害：200万円 間接被害：100万円	200万円 ※インボイス特例は適用	5,000万円	50万円、 2以上の補助対象者が共同で 実施する場合は100万円
補助率	※賃金引上げ特例を選択した事業者のうち、赤字事業者は3/4 2/3				2/3	・地域振興等機関 定額 ・参画事業者 2/3	定額
対象経費	機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費（オンラインによる展示会・商談会等を含む）、旅費、新商品開発費、借料、委託・外注費				通常枠同様	・地域振興等機関・・・人件費、委員等謝金、旅費、会議費、消耗品・備品費、通信運搬費、印刷製本費、雑役務費、委託・外注費、水道光熱費 ・参画事業者・・・旅費、借料、設営・設計費、展示会等出展費、保険料、広報費	専門家謝金、専門家旅費、旅費、資料作成費、借料、雑役務費、広報費、委託費
昨年度補正予算等からの主な変更点	卒業枠・後継者支援枠を廃止				令和6年奥能登豪雨を対象に追加	参画事業者を「小規模事業者」に限定	

中小企業庁：小規模事業者持続化補助金の要点（2025年）

2 | ものづくり補助金

ものづくり補助金（正式名称：ものづくり・商業・サービス補助金）は、中小企業・小規模事業者が革新的な製品・サービス開発や生産プロセス改善を行うための設備投資等を支援する制度です。

目的は、生産性向上や新事業展開を促し、競争力強化や経済成長に貢献することにあります。対象は、独自の技術やアイデアを活かし付加価値向上を目指す中小企業・小規模事業者で、補助対象経費には機械装置費、システム構築費、技術導入費などが含まれます。補助率は中小企業で1/2、小規模事業者や一定要件を満たす場合は2/3となります。

大幅な賃上げ（※1）に取り組む事業者は、補助上限額が100～1,000万円上乘せされます。また、最低賃金の引き上げ（※2）に取り組む事業者には、補助率が2/3に引き上げられます。

※1 大幅な賃上げ

- ①給与支給総額の年平均成長率+6.0%以上増加
- ②事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準

※2 最低賃金の引き上げに取り組む事業者

指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いる事業者

■ものづくり補助金の概要

基本要件		
中小企業・小規模事業者等が、革新的な製品・サービス開発を行い、 ①付加価値額の年平均成長率が+3.0%以上増加 ②1人あたり給与支給総額の年平均成長率が 事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上又は 給与支給総額の年平均成長率が+2.0%以上増加 ③事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準 ④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等（従業員21名以上の場合のみ） の基本要件を全て満たす3～5年の事業計画に取り組むこと。 ※最低賃金引上げ特例適用事業者の場合、基本要件は①、②、④のみとします。		
※3～5年の事業計画に基づき事業を実施していただくとともに、毎年、事業化状況報告を提出いただき、事業成果を確認します。 ※基本要件等が未達の場合、補助金返還義務があります。		
	製品・サービス高付加価値化枠	グローバル枠
要件	革新的な新製品・新サービスの開発による高付加価値化	海外事業の実施による国内の生産性向上
補助上限	750万円～2,500万円	3,000万円
補助率	中小企業1/2、小規模・再生2/3	中小企業1/2、小規模2/3
補助対象経費	＜共通＞機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費 ＜グローバル枠のうち、海外市場開拓（輸出）に関する事業のみ＞ 海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費	

中小機構：補助金活用ナビ

3 | 中小企業省力化投資補助金

中小企業省力化投資補助金は、経済産業省と中小企業庁が中小企業の生産性向上と賃上げを支援するために設けた制度です。人手不足の解消や業務効率化を目的とし、IoTやロボットなどの汎用省力化設備の導入に対する経費の一部を補助します。

この補助金には、以下に示したように「カタログ注文型」と「一般型」の2つのタイプがあります。

補助金の公募は随時行われており、企業は迅速に省力化設備を導入し、労働生産性の向上や賃上げに繋げることが可能となっています。

【カタログ注文型】

事前に登録された汎用製品をカタログから選択し、最大1,500万円まで補助されます。

【一般型】

業務プロセスの自動化や高度化、ロボット生産プロセスの改善、デジタルトランスフォーメーション（DX）など、企業の個別の現場に合わせた設備導入やシステム構築等の多様な省力化投資を支援します。

■カタログ注文型と一般型の違い

	カタログ注文型	一般型
投資内容	簡易で即効性がある省力化投資	オーダーメイド性のある多様な省力化投資
補助対象	カタログに掲載された省力化効果のある汎用製品	個別現場の設備や事業内容に合わせた設備導入・システム構築
補助上限	最大1,500万円	最大1億円
申請機会	随時可能	公募回制
審査基準	省力化指数	省力化指数、付加価値増加率、投資効率（事業計画の効率性）、オーダーメイド性
申請方法	販売事業者と共同申請	補助事業者が申請
対象経費	製品本体価格、導入経費	機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費

■一般型補助率上限

補助対象	補助上限額※1		補助率	
個別現場の設備や事業内容に合わせた設備導入・システム構築	従業員数5人以下	750万円（1,000万円）	中小企業	
	従業員数6～20人	1,500万円（2,000万円）	補助金額が1,500万円まで	1,500万円を超える部分
	従業員数21～50人	3,000万円（4,000万円）	1/2(2/3)	1/3
	従業員数51～100人	5,000万円（6,500万円）	小規模企業者・小規模事業者、再生事業者※2	
	従業員数101人以上	8,000万円（1億円）	補助金額が1,500万円まで	1,500万円を超える部分
			2/3	1/3

■カタログ型補助率上限

補助対象	補助上限額		補助率
補助対象としてカタログに登録された製品等	従業員数5名以下	200万円（300万円）	1/2以下
	従業員数6～20名	500万円（750万円）	
	従業員数21名以上	1,000万円（1,500万円）	

上・中・下とも 全国中小企業団体中央会：中小企業省力化投資補助金

3 | 令和7年度に活用できる主な助成金制度

1 | 業務改善助成金

業務改善助成金は、企業の生産性向上を目的として、設備投資やコンサルティングの導入、人材育成・教育訓練を実施し、かつ事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合にその費用の一部を助成する制度です。

本助成金を活用することで、企業は従業員の賃金を向上させながら、業務効率化や競争力の強化を図ることができます。

令和7年9月から対象事業所を事業場内最低賃金額「改定後の地域別最低賃金未満まで」に拡充されます。

■業務改善助成金活用のポイント

- 賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- 中小企業が利用可能
- 助成額は、賃金の引上げ額、引上げ労働者数等によって決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

■助成上限額

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30～130万円
45円コース	45～180万円
60円コース	60～300万円
90円コース	90～600万円

(厚生労働省：「賃上げ支援助成金パッケージ」
リーフレットより)

2 | キャリアアップ助成金

パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。企業が従業員の雇用安定や処遇改善に取り組む際の費用を支援します。

主なコースに、賃金規定等の改定、正社員化、賞与・退職金制度の導入、社会保険適用時の処遇改善などがあります。助成金の申請には、事前にキャリアアップ計画の提出が必要となります。ここでは活用メリットの大きい2つのコースを紹介します。

(1)賃金規定等改定コース

賃金規定等改定コースは、非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成されます。

■賃金規定等改定コース活用のポイント

- 賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要あり
- 改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

■助成上限額

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額（1人当たり）
3%以上4%未満の場合	4万円(2.6万円)
4%以上5%未満の場合	5万円(3.3万円)
5%以上6%未満の場合	6.5万円(4.3万円)
6%以上の場合	7万円(4.6万円)

厚生労働省：
「賃上げ支援助成金パッケージ」
リーフレットより

(※)括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人

(2)正社員化コース

正社員化コースは、就業規則または労働協約その他これに準ずるものに規定した制度に基づき、有期雇用労働者等を正社員化した場合に助成されます。

■正社員化コース活用のポイント

- 非正規社員の正社員転換を計画的に実施
- 賃金や労働条件の改善を同時に行う
- 複数社員の同時正社員化も可能(1年度1事業所あたりの支給申請上限20名)
- 既存制度(例:人材開発支援助成金や業務改善助成金)との併用でメリットが最大化

■助成上限額

正社員化前雇用形態		有期雇用労働者	無期雇用労働者
対象者・企業規模	重点支援対象者(※)		
	中小企業	80万円(40万円×2期)	40万円(20万円×2期)
	大企業	60万円(30万円×2期)	30万円(15万円×2期)
上記以外	中小企業	40万円(40万円×1期)	20万円(20万円×1期)
	大企業	30万円(30万円×1期)	15万円(15万円×1期)

※支援対象事業者

a～cのいずれかに該当する者を指します

a：雇入れから3年以上の有期雇用労働者

b：雇入れから3年未満で、次の①②いずれにも該当する有期雇用労働者

①過去5年間に正規雇用労働者であった期間が合計1年以下

②過去1年間に正規雇用労働者として雇用されていない

c：派遣労働者、母子家庭の母等、人材開発支援助成金の特定の訓練修了者

3 | 人材開発支援助成金

人材開発支援助成金は、中小企業・小規模事業者が従業員の技能向上やキャリア形成を目的に、計画的な研修・教育訓練を実施する際、その費用の一部を助成する制度です。

対象は、有期・無期契約社員を含む従業員で、助成対象経費には外部研修費、講師費、教材費、研修時間中の賃金などが含まれます。この助成金を活用することで、従業員の能力向上や定着率改善を目指します。

■人材開発支援助成金活用のポイント

- 職業訓練実施計画を作成し、訓練開始前に労働局への提出が必要。計画に沿って訓練を実施した後、申請
- 10時間以上のOFF-JTによる訓練等が対象
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 助成額は、訓練内容、企業規模により決定

■助成上限額

区分（※）	賃上げした場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%～100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円～25万円

厚生労働省：
「賃上げ支援助成金パッケージ」
リーフレットより

※訓練コース・メニューによって上記区分①～③のいずれが支給されるか異なります（①～③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります）

4 | 補助金・助成金の活用事例とその効果

1 | 生産ラインの自動化による生産性向上と人手不足対応したA社

A社の 企業概要	業 種：精密機械部品製造業		
	資 本 金：5,000 万円		従業員数：30 名
	設立年度：2005 年		所 在 地：東京都

A社は、従来の手作業中心の生産ラインでの人手不足が深刻化しており、品質維持と生産性向上の両立が課題となっていました。

特に熟練作業員への依存度が高く、欠員発生時の生産遅延リスクが大きいことに加え、生産効率が低いために、残業による人件費が増加していたことも問題となっていました。

そこで、補助金活用による設備投資で課題解決を図ることを決断、具体的には省力化ロボットの導入による自動化ラインの構築、作業マニュアル整備、および従業員への操作研修を実施し、生産性向上を実現することができました。

今回の補助金を活用した効果については、以下のとおりです。

■活用した補助金と活用効果

補助金	中小企業省力化投資補助金
補助金の概要	・「生産・業務プロセス等の効率化（省力化）」が目的 ・基本要件…「労働生産性」の年平均成長率は4%以上の増加
活用効果	● ロボット導入により作業効率が約25%向上 ● 欠員リスクを軽減 ● 従業員の作業負荷も低減 ● 残業時間が30%削減

2 | ECサイト構築による販路を拡大させたB社

B社の 企業概要	業 種：食品小売業		
	資 本 金：1,000 万円	従業員数：8 名	
	設立年度：2015 年	所 在 地：愛知県	

B社は、販路が地域限定で、店舗販売だけでは売上が頭打ちとなり、集客力が不足して

いました。そのためECサイトの構築を考えたものの、自己資金だけでカバーできないことがネックとなっていました。

そこで、地元の商工会議所に相談し、補助金制度があることを紹介され、小規模事業者持続化補助金を活用することを決めました。この補助金申請時に販路開拓計画と広告宣伝計画を策定。サイト制作会社との契約、商品撮影、決済システム導入まで一連のプロジェクトを補助金活用で実施しました。その活用効果は以下のとおりです。

■活用した補助金と活用効果

補助金	小規模事業者持続化補助金
補助金の概要	・小規模事業者が販路開拓や生産性向上を目的として行う取組を支援 ・顧客獲得や売上向上を目指した広告宣伝、EC サイト構築、店舗改装、業務効率化のための設備導入などに活用
活用効果	●オンライン販売開始により売上が前年比30%増加 ●新規顧客が前年比20%増加 ●販売エリアが広がり販路多角化が実現

3 | 介護スタッフのスキル向上と離職防止を実現したC社

C社の 企業概要	業 種：介護サービス業		
	資 本 金：2,000 万円	従業員数：15 名	
	設立年度：2010 年	所 在 地：大阪府	

C社は、スタッフの離職が相次ぎ、介護サービスの質低下が問題になっていました。社員の資格取得率は低く、業務知識・技術にもばらつきがあり、トラブルや事故も発生するといった課題も抱えていました。さらには、スタッフのモチベーションも低下しており、その向上策の必要性にも迫られていました。

そこで顧問税理士にこのような現状を相談したところ、研修に活用できる助成金制度があることを紹介され、同社では、従業員のスキル向上と定着率の改善を狙い、人材開発支援助成金の活用を決定。外部研修や資格取得支援の研修計画を策定し、助成金を申請して大きな効果が得られました。

■活用した補助金と活用効果

補助金	人材開発支援助成金
補助金の概要	職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合等に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する

活用効果	●介護研修の実施で資格取得率が向上 ●スタッフ定着率が前年より20%改善 ●サービス品質向上し、利用者からの評価が高まった
------	---

4 補助金で売上1.5倍に！設備投資で業務効率化が実現したD社

D社の 企業概要	業 種：金属部品製造業	
	資 本 金：3,000 万円	従業員数：20 名
	設立年度：2005 年	所 在 地：北海道

金属部品製造業を営むD社は、近年、取引先からの短納期要請や多品種少量生産への対応が求められ、生産現場の負荷が高まり、納期遅延やミスの発生が増えて、業績に影響し始めていました。

そこで同社は、「ものづくり補助金」を活用し、最新CNC加工機を導入。加えて、工程管理ソフトを併用することで、作業の可視化・標準化も同時に図りました。その結果、1人当たりの生産性は約30%向上し、納期遵守率も95%を達成。さらには、対応力が評価されて新規受注も増加し、導入から1年ほどで売上は約1.5倍に伸長しました。

■活用した補助金と活用効果

補助金	ものづくり補助金
補助金の概要	新しい製品やサービスの開発、海外への販路拡大などに取り組むための設備投資を支援
活用効果	●1人当たりの生産性は約30%向上 ●納期遵守率は95%超え ●導入から1年で売上は約1.5倍に伸長

補助金は、国や自治体の政策目標に合わせて、さまざまな分野で募集されており、事業者の取組をサポートするために資金の一部を給付するというものです。

融資などとは異なり、資金を返済する必要はありませんが、受給するには審査があり、「申請したら必ずもらえる」というものではありません。補助の有無や金額は「事前の審査」と「事後の検査」によって決まります。また、原則、補助金は後払いなので、事業の実施後に必要書類を提出して検査を受けた後、受け取ることができます。

まずはそれぞれの補助金の「目的・趣旨」を確認し、自分の事業とマッチする補助金を見つけましょう。

補助金・助成金制度は、活用できると自社の生産性向上、業務改善、人材育成など幅広い活用メリットが期待できます。本レポートが貴社の参考になれば幸いです。

■参考資料

中小企業と個人事業主の補助金・助成金がよくわかる』（植村 裕加著、秀和システム）

『すごい補助金&助成金のもらい方』（石渡 浩・宗像 瞳著、陽だまり出版）

独立行政法人 中小企業基盤整備機構：中小機構補助金活用ナビ

中小企業庁：中小企業向け補助金・総合支援サイト ミラサポPLUS

企業経営情報レポート

生産性向上や人材育成に役立つ 補助金・助成金の活用ポイント

【著 者】日本ビズアップ株式会社

【発 行】税理士法人 森田会計事務所

〒630-8247 奈良市油阪町456番地 第二森田ビル 4F

TEL 0742-22-3578

FAX 0742-27-1681

本書に掲載されている内容の一部あるいは全部を無断で複製することは、法律で認められた場合を除き、著者および発行者の権利の侵害となります。